

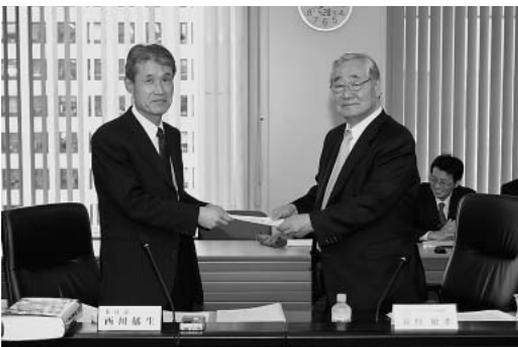
「単体財務諸表に関する検討会議」 の報告書の概要

ASBJ 主席研究員 こ が さ か あ つ し
小賀坂 敦

I はじめに

公益財団法人財務会計基準機構（FASF）内に設置された単体財務諸表に関する検討会議（以下「単体検討会議」という。）は、平成 23 年 4 月 28 日に「単体財務諸表に関する検討会議」報告書（平成 23 年 4 月）（以下「単体検討会議報告書」という。）を公表した¹。

単体検討会議は、企業会計審議会において示されている連結先行の考え方に関連して、企業会計基準委員会（ASBJ）の独立性を確保しつつ、ASBJ の基準策定機能の強化を図るために、



左：西川郁生 ASBJ 委員長
右：萩原敏孝 FASF 理事長

単体財務諸表²のコンバージェンスを当面どのように取り扱うべきかについて、個々の会計基準ごとに、対応の方向性についての考え方を集約することを目的としている。

単体検討会議報告書では、開発費、のれん、退職給付（ステップ 1）及び包括利益について、単体財務諸表に関する方向性の考え方を報告しており、今後、ASBJ は、この報告を十分斟酌し、これらの会計基準の設定の最終判断を行うこととなる。

本稿では、単体検討会議が設けられた経緯及び単体検討会議報告書の概要について紹介する。なお、筆者は、単体検討会議の事務局を務めた関係で本稿を執筆している。本稿の意見に関する部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

II 単体検討会議設置の経緯

本稿の冒頭に記載したように、単体検討会議は、企業会計審議会において示されている連結先行の考え方に関連して議論がなされたものである。企業会計審議会における連結先行の考え

1 単体検討会議報告書の全文は、本稿の末尾に掲載している。

2 親会社単体の財務諸表については、個別財務諸表、単体財務諸表などの表記があるが、本稿では、単体検討会議の表記に合わせ、原則として単体財務諸表を用いる。

方及びそれに関連した ASBJ 及び企業会計審議会の議論が単体検討会議の設置に関連するため、それらの経緯を記載する。

1. 企業会計審議会における国際会計基準に関する意見書

企業会計審議会は、平成 21 年 6 月 30 日に「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）³」を公表している。当該意見書では、「高品質かつ国際的に整合的な会計基準及びその運用に向けたコンバージェンスの努力を継続していくことが必要である。」とした上で、コンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、次頁のとおり、連結先行の考え方を記載している。

コンバージェンスの継続・加速化における、いわゆる「連結先行」の考え方

本文にあるとおり、東京合意も踏まえ、今後もコンバージェンスを継続していく必要がある。他方、コンバージェンスの推進には、これまでの会計を巡る実務、商慣行、取引先との関係、さらには会社法との関係及び税務問題など調整を要する様々な問題が存在する。こうした状況を踏まえ、今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方（いわゆる「連結先行」の考え方）で対応していくことが考えられる。

また、その後の企業会計審議会では、次頁のとおり、連結先行に関連して、ダイナミック・アプローチの考え方が表明されている⁴。

2. ASBJ における議論

(1) 包括利益の表示に関する議論

ASBJ は、国際会計基準審議会（IASB）との東京合意に基づくコンバージェンス・プロジェクトの一環として、包括利益の表示について議論を行い、この会計基準が、企業会計審議会の平成 21 年 6 月 30 日の「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」公表以後、最初に公開草案が公表される会計基準となった。この包括利益の表示の議論を行う過程で、当該会計基準の単体財務諸表の取扱いが議論となり、最終的に、公開草案（平成 21 年 12 月 25 日）の公表に 1 名の委員が反対をした。公表に反対した委員の意見は以下のとおりである。

（本公開草案の公表に反対した委員の意見）

本公開草案の公表に反対した委員 1 名から以下の意見が出されている。

本年 6 月 30 日に企業会計審議会から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」の中で、連結財務諸表に係る会計基準については、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方（いわゆる「連結先行」の考え方）が示されている。これを踏まえ、個別財務諸表に関しては、上記意見書に示された連結先行の考え方をどのように具現化すべきかについての十分な検討と市場関係者のコンセンサスを前提条件として、それに基づいて個々の会計基準レベル

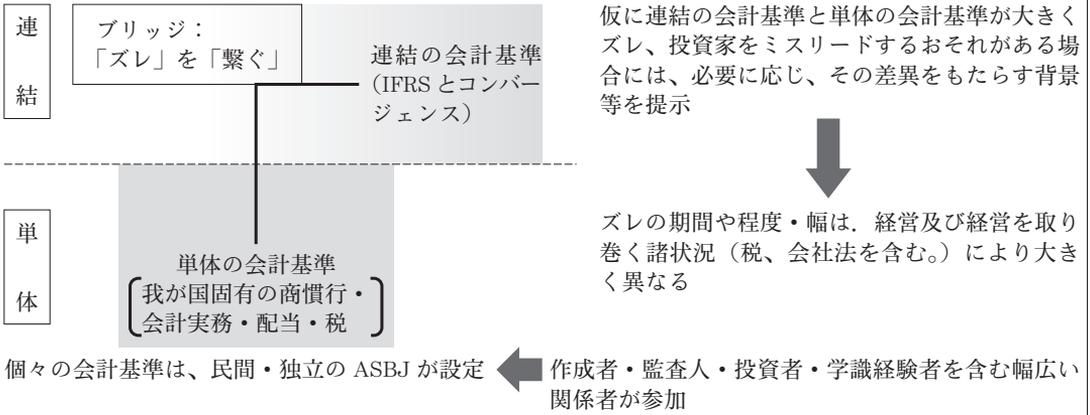
3 <http://www.fsa.go.jp/news/20/20090630-4.html>

4 企業会計審議会総会（平成 22 年 8 月 3 日）資料より

金融商品取引法における会計基準のアプローチ
～連結と単体の関係に係る“連結先行”“ダイナミック・アプローチ”～

※ 我が国固有の商慣行や取引関係等を背景に、連結財務諸表に係る会計基準と個別財務諸表に係る会計基準の双方がダイナミックに発展・変化していく中で、両者が整合的に作成・監査・理解できるような形で、両者間のズレ（連結先行：ダイナミック・アプローチ）を時間軸の中で容認。

◆このイメージ図は、連単のズレの「ある瞬間」を捉えたもの（スナップ・ショット）



でのコンバージェンスの是非を判断すべきである。したがって、そのような検討を経していない段階で個別財務諸表における包括利益の表示を強制する今回の会計基準案については反対するものである。

公開草案公表後、ASBJでは単体財務諸表における包括利益の表示に関する議論を続けたが、意見の集約に至らず、当初、平成22年3月に最終基準化する予定であったが延期することとなった。

(2) 上場会社の個別財務諸表の取扱い（連結先行の考え方）に関する検討会

ASBJでは、包括利益の表示の議論を踏まえ、「上場会社の個別財務諸表の取扱い（連結先行の考え方）に関する検討会」を設置した。同検討会のメンバーは、以下のとおりである。

- ASBJ委員（11名）
- 金子 誠一氏（日本証券アナリスト協会 理事・

教育第二企画部長）

- 貝増 眞氏（日本証券アナリスト協会 教育第一企画部長）
- 五反田屋 信明氏（東京電力 経理部連結決算グループマネージャー）
- 高畑 修一氏（三菱重工業 経理部主席部員）
- オブザーバー：金融庁、法務省、経済産業省、日本経済団体連合会

同検討会は、平成22年4月から5月にかけて4回開催され、現行の開示制度を前提にして、連結先行の考え方と6個のケース（包括利益の表示、開発費の資産計上、のれんの償却、その他の包括利益（OCI）のノンリサイクル処理、収益認識及び負債と資本の区分）に関する具体的な適用について検討が行われた。

同検討会では、財務情報を改善するために会計基準を改正するのであれば、個別財務諸表にも連結財務諸表と同一の会計基準を適用すべきとの意見が聞かれる一方で、国際財務報告基準（IFRS）の強制適用を見据えて根本的に個別財

務諸表のあり方を検討すべきとの意見も見られ、後者については、制度に関する事項も含まれるため、企業会計審議会に議論が引き継がれる形となった⁵。

なお、平成22年6月30日に公表された企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」では、上記の状況を踏まえ、「本会計基準の個別財務諸表への適用については、本会計基準の公表から1年後を目途に判断することとする。」とされた。

3. 企業会計審議会における議論

企業会計審議会では、上記の「上場会社の個別財務諸表の取扱い（連結先行の考え方）に関する検討会」の議論を踏まえ、平成22年6月から8月にかけて、単体財務諸表の会計基準のあり方（コンバージェンス）について3回の審議が行われた。それらの審議は、「会長発言（骨子）」としてとりまとめられ、平成22年8月3日に公表された⁶。「会長発言（骨子）」のうち、単体財務諸表のコンバージェンスに関する部分は以下のとおりである。

- 連結の会計基準は、EUの同等性評価を踏まえ、東京合意に沿い、コンバージェンスを着実に実施。
- 連結と単体の関係については、中間報告のとおり、連結先行のアプローチ（ダイナミック・アプローチ）。

具体的には、単体の会計基準は、個々の基準毎に、連と単を一致することに伴う諸々のコスト・ベネフィット、連と単を分離することに伴う諸々のコスト・ベネフィットを考慮した上で、最終的に

ASBJが判断（個々の基準で、会計処理の選択適用を許容することもあり得る）。連結と単体のズレの期間、幅は、経営や内外の会計を巡る諸状況（税、会社法を含む）により大きく異なる。

- ASBJの基準策定プロセスについて、単体のコンバージェンスの程度をより広い見地から判断するため、より幅広く、産業界等のステークホルダーの声を反映すべき、との意見が聞かれた。

これに対し、ASBJからは、基準開発を行う上で、作成者・利用者・監査人等の関係者の意見を、十分お聞きすることが最も重要であり、参考となる意見を積極的に伺っていきたい。同時に、ASBJは基準設定主体として厳格な独立性が求められており、最終的な判断は委員会での確に行っていきたい、との発言。

公益財団法人財務会計基準機構（FASF）理事長より、「ASBJが、引き続き、連と単双方の日本の会計基準（J-GAAP）の策定主体であるべき。今後、会計基準設定主体の独立性を確保しつつ、基準策定機能の強化及びそのための産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ強化のための方策を検討し、審議会にご報告したい」旨の申し出。

4. 単体財務諸表に関する検討会議の設置

上記の企業会計審議会の審議内容を踏まえ、ASBJの独立性を確保しつつ、基準設定機能の強化及びそのための産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ強化の方策として、

5 「上場会社の個別財務諸表の取扱い（連結先行の考え方）に関する検討会」の報告書は、以下を参照されたい。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/minutes/20100610/20100610_06.pdf

6 http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousen/hatsugen/soukai/20100803.html

単体財務諸表のコンバージェンスを当面どのように取り扱うべきかについて、ハイレベルな意見を聴取すべく、単体検討会議が、FASF 内に設置された。

単体検討会議は、個々の会計基準ごとに意見を聴取検討の上、対応の方向性についての考え方を集約することを目的としている。ASBJ は、単体検討会議の意見を十分斟酌し最終判断を行うこととしている。

単体検討会議の構成は、企業会計審議会における議論を踏まえ、産業界中心のメンバー構成となっているほか、監査人、利用者も加わった構成となっている。また、オブザーバーとして、金融庁、法務省、経済産業省及び ASBJ 委員長が出席している（単体検討会議報告書 52 頁を参照のこと）。

III 単体検討会議報告書の概要

1. 単体検討会議の趣旨及び総論

単体検討会議報告書は、まず、単体検討会議の趣旨を記載している。その内容は、本稿でここまで記載してきた内容と同じである。また、単体検討会議は、個々の会計基準に関する方向性の考え方を集約することを目的としているが、会議全般にわたり、総論的な意見が多く見られたため、それらについても以下のとおり記載している。

会計基準全般にわたる意見として、以下の意見が記載されている。

- 会計基準を考える上では、従来、資産・負債の適切な評価とともに、収益・費用の適切な把握を重視してきており、今後も、この観点を中心に踏まえていくことが重要であると考えられる。
- 企業会計については、長年、商法（現会社法）との調整を図りつつ策定されてき

ており、また、法人税法の計算は企業会計を基礎として計算されている。こうして策定された会計基準が実務に定着してきており、会計基準の変更を行う場合には、会社法及び法人税法との関係に十分な配慮が必要であると考えられる。

- 会計基準の策定にあたっては、投資家に必要な情報を十分提供する観点が必要であるとともに、実務的に、ベネフィットに見合わないコスト負担を生じさせたり、管理会計との大きな乖離により効率性を低下させたりすることにより、企業活動に過度な影響を与えないよう留意する必要があると考えられる。
- 企業会計等の企業を取り巻く制度を考える上では、日本経済の国際競争力を視野に入れた対応が重要と考えられる。

また、単体財務諸表がどのような観点から作成されるべきかという点について、以下の意見が記載されている。

- 単体財務諸表の会計基準がどういった観点から作成されるものであるか（株主、投資家のための情報開示、分配可能額、課税所得の基礎等）を改めて明確にすべきではないか、との意見があり、また、そもそも単体財務諸表については、廃止を含む大幅な簡素化が必要ではないかとの意見もあった。

この点については、金融商品取引法上の単体財務諸表については、投資情報としての重要性等から作成され、開示されるものであり、単体財務諸表一般の機能が、分配可能額算定や課税所得の基礎の機能のみ有するものではないとの説明が制度所管官庁からあった。

また、他の制度所管官庁から、会社法に

おける分配規制は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成された計算書類を前提として、必要な調整を加えて分配可能額を計算するというものであり、新たな会計基準が公表される場合には、その内容を踏まえて分配規制の内容を検討することとなるとの説明もあった。

また、単体財務諸表について、IFRS とどの程度近づけるかという点について、以下のよう
に記載されている。

- 国際財務報告基準（IFRS）をすでに連結財務諸表に導入している欧州では、単体財務諸表との関係、関連諸制度との関係で様々な工夫がなされていると思われ、我が国においても、それらの事例を参考にすべきではないかとの意見が聞かれた。
- 連結財務諸表と単体財務諸表の関係については、基本的には、比較可能性の観点から連結財務諸表と単体財務諸表の会計処理は一致しているのが望ましいという意見とともに、両者が離れることが容認されるべきとの意見が聞かれた。
- 単体財務諸表は、作成者として、実務上のコスト負担の観点から、連結財務諸表とできる限り近づいたものであることが望ましいという意見も聞かれた。この観点を踏まえ、仮に一致しないものが生じるケースでは、単体財務諸表における選択適用が可能となるような仕組みを設けて欲しいとの意見も聞かれた。これに関して、制度所管官庁から、こうした選択適用は、比較可能性の観点から、非常に慎重に取り扱うべき課題であるとの説明があった。

2. 個々の会計基準

(1) 論点の選定

平成 22 年 10 月に開催された第一回の単体検討会議においては、会議で取り上げる論点を選定するために、西川 ASBJ 委員長から、ASBJ の基準開発状況の説明を受けた。西川委員長からは、当面、ASBJ の基準開発で単体財務諸表が関係する項目としては、開発費の資産計上、のれんの非償却、退職給付会計における未認識項目の負債計上及び包括利益の表示であることが説明された。それらの説明を受け、単体検討会議では、当面、それらの 4 項目について論点として取り上げ、単体財務諸表における方向性の考え方を検討することとなった。

(2) 開発費の資産計上について

① 論点の内容

ASBJ では、IFRS との既存の差異を解消するプロジェクトの一環として、IAS 第 38 号（無形資産）とのコンバージェンスを図る方向で議論を行っている。その無形資産の会計基準の開発の中で、一定の要件を満たす社内開発費について、IAS 第 38 号⁷と同様に資産計上をするか否かが論点となっている。

我が国の会計基準では、平成 10 年に企業会計審議会により「研究開発費等に係る会計基準」が制定され、研究費、開発費ともに費用計上することとされている⁸。この開発費の資産計上について、ASBJ では、連結財務諸表、単体財務諸表ともに方向性を決めていない。仮に連結財務諸表で一定の要件を満たした開発費を資産計上することとした場合、単体財務諸表においても同様の処理とするか、連結先行とするかが論点となっている。

ASBJ のプロジェクト計画表（2010 年 12 月公表）では、2011 年第 1 四半期（1 月～3 月）に公開草案を公表する予定とされていた。

② 単体財務諸表に関する方向性の考え方

単体検討会議報告書では、開発費の単体財務諸表における取扱いについては、以下の考え方により、当面、現行の費用計上を継続すべきとの意見が多くみられたことが記載されている。

- 開発費を費用計上から資産計上に変更した場合、課税関係が変更されることにより、税支出が増加する可能性があることから、単体財務諸表の会計処理は現状を維持すべきではないか。
- 平成10年に定められた現在の研究開発費の会計基準では、収益獲得の不確実さから費用計上することと整理されている。その当時と基本的に企業活動には変化がなく、むしろ、昨今、技術革新のスピードは上がっており、失敗するリスクが高まっているため、健全性の観点からも費用計上を維持すべきではないか。
- IAS38に定められている開発費の6要件は抽象度が高く、幅広い解釈が行われ、比較可能性が確保されない可能性がある。また、この観点から費用処理を支持するアナリストも相当数いる。なお、IAS38

に定められている6要件については、ガイドラインを明確にすべきとの意見と、ガイドラインには限界がありこれ以上のガイドラインは不要との意見の両論があった。

- IFRSの処理と米国会計基準の処理が異なっており、現状でIFRSにコンバージェンスを図っても、再度変更する必要が生じる可能性があるため、現時点で変更することには慎重であるべきではないか。

一方で、一定の要件を満たす開発費については、以下の考え方により、IFRSと同様に資産計上することに変更すべきとの意見も見られたことも記載されている。

- 資産と認識すべきものがある場合にそれを一律に費用処理することは適切でないはずである。収益獲得が不確実であれば、資産計上の判断の中で織り込まれ、費用計上になるはずである。適切な期間利益を強調するのであれば、健全性について強調しすぎるのは適切ではないのではないか。
- IFRSとの間の主要な差異であり、国際的な比較可能性の観点から、コンバージェ

7 IAS第38号では、企業が次のすべてを立証できる場合に限り、開発費を資産として認識しなければならないとされている。

- (1) 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの、技術上の実行可能性
- (2) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- (3) 無形資産を使用又は売却できる能力
- (4) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法（企業は、無形資産による産出物又は無形資産それ自体の市場の存在、あるいは、無形資産を内部で使用する予定である場合には、無形資産が企業の事業に役立つことを立証しなければならない。）
- (5) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- (6) 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

8 「研究開発費等に係る会計基準」制定前は、繰延資産による研究開発費の資産計上が任意に認められていたが、企業間の比較可能性及び米国会計基準との国際的調和の観点から、当該基準が制定されている。「研究開発費等に係る会計基準」では、研究費、開発費ともに費用計上する理由として、以下が挙げられている。

- 開発費の発生時には将来の収益を獲得できるか否か不明であり、また、研究開発計画が進行し、将来の収益の獲得期待が高まったとしても、依然としてその獲得が確実であるとはいえないこと。
- 実務上客観的に判断可能な資産計上の要件を規定することは困難であること。

ンスを図るべきである。また、投資家の観点からは、連結財務諸表と単体財務諸表に異なる会計処理を採用することにより誤解が生じる可能性があり、両者ではできる限り一致することが望ましい。

また、仮に連結先行を採用することとした場合について、以下の意見も記載されている。

- 投資家が誤解することを避けるために、連結財務諸表と単体財務諸表の差異に関する十分な開示が必要ではないか。
- 欧州で見られるように、単体財務諸表においては、資産計上と費用処理の選択適用を検討すべきではないか。これに関して、制度所管官庁から、こうした選択適用は、比較可能性の観点から、非常に慎重に取り扱うべき課題であるとの説明があった。

③ 連結財務諸表に関する参考意見

単体検討会議は、個々の会計基準に関する方向性の考え方を集約することを目的としているが、連結財務諸表に対する意見も多く聞かれたため、参考意見として以下が記載されている。

- 【単体財務諸表に関する方向性の考え方】にもあるが、収益と費用の対応を重視し、資産計上をすべきではないか。
- 開発費は、EUの同等性評価における26項目に含まれていたものであり、資産計上を行わない場合、今後、同等性評価を損なうリスクがあるとの説明が制度所管

官庁からあった。

- 【単体財務諸表に関する方向性の考え方】にもあるが、健全性の観点、6要件が明確でない点、米国会計基準と処理が異なっている点等から、費用計上を継続すべきではないか。
- 東京合意の期限があることは理解するが、意見が分かれている中では、結論を出すべきではないのではないか（「(3)のれんの非償却について」も同様）。開発費については、米国の動向も見極め、議論を続けるべきではないか。

(3) のれんの非償却について

① 論点の内容

ASBJでは、IFRSとの既存の差異を解消するプロジェクトの一環として、IFRS第3号（企業結合）とのコンバージェンスを図る方向で議論を行っている。ASBJでは、企業結合会計の改正を検討する上で、ステップを2つに分けており、既にステップ1において、持分プーリング法の廃止などを行っている。現在、ステップ2を検討しているが、その中の重要な論点のがれんの償却処理である。

我が国の会計基準では、平成15年に「企業結合に係る会計基準」が企業会計審議会により制定され、のれん（及び負ののれん）は20年以内に償却することとされた⁹（別途、減損会計の対象となる。）。一方、IFRS第3号では、のれんは償却されないこととされ、減損のみ実施することとされている¹⁰。

ASBJでは、こののれんの非償却について、

9 「企業結合に係る会計基準」において、のれんを償却することとした理由としては、主に以下が挙げられている。

- のれんは、投資の原価の一部であり、企業結合後の成果とのれんの償却費を対応させるべきである。
- のれんは、時の経過とともに減価する。償却を行わない場合には、自己創設のれんを実質的に計上することとなる。

連結財務諸表、単体財務諸表ともに方向性を決めていない。仮に連結財務諸表でのれんを非償却とした場合、単体財務諸表においても同様の処理とするか、連結先行とするかが論点となっている。

ASBJのプロジェクト計画表(2010年12月公表)では、無形資産の会計基準の公開草案とともに、2011年第1四半期(1月~3月)に公開草案を公表する予定とされていた。

② 単体財務諸表に関する方向性の考え方

単体検討会議報告書では、のれんの単体財務諸表における取扱いについては、以下の考え方により、当面、現行の償却を変更すべきでないとの意見が多くみられたことが記載されている。

- 事業を買収するのは、主として買収した事業を通じ利益をあげることを目的としたものであり、売却を目的としたものではない。のれんは、事業買収に伴う将来収益に対応するコストである。のれんの償却後で利益が計上できるか否かが重要であり、収益と費用の対応の観点からも、のれんは償却すべき資産である。
- 非償却として減損のみとした場合、事業環境の悪化に伴い一気に損失が表面化し、景気が悪化した場合、不安定さが増幅する。
- 単体財務諸表におけるのれんはさほど重要性がない場合が多く、仮に連結財務諸表においてコンバージェンスを図る場合

でも、単体財務諸表については、我が国におけるこれまでの考えを維持しても良いのではないか。

一方で、のれんについては、以下の考え方により、IFRSと同様に資産計上することに変更すべきとの意見も聞かれたことが記載されている。

- IFRSと米国会計基準のコンバージェンスは終了しており、我が国も国際的な比較可能性から、コンバージェンスを図るべきである。また、投資家の観点からは、連結財務諸表と単体財務諸表に異なる会計処理を採用することにより誤解が生じる可能性があり、両者はできる限り一致することが望ましい。

③ 連結財務諸表に関する参考意見

単体検討会議は、個々の会計基準に関する方向性の考え方を集約することを目的としているが、開発費と同様に、連結財務諸表に対する意見も多く聞かれたため、参考意見として以下が記載されている。

- 事業買収時に海外企業とイコール・フットィングであることが重要であり、連結財務諸表については、IFRSと米国会計基準のコンバージェンスが終了済みであることを考えると、非償却とすることに企業としてメリットがあるのではないか。
- 【単体財務諸表に関する方向性の考え

10 IFRS第3号において、のれんを非償却することとした理由としては、主に以下が挙げられている。

- すべてののれんの価値が減少するのではなく、また、価値の減少するのれんは稀にしか定額により減少しない。恣意的な期間にわたるのれんの定額法による償却は経済的実態を反映せず、有用な情報を提供しない。
- 財務諸表の多くの利用者が投資等の意思決定をするにあたり、のれん償却費を無視するだけでなく、企業もしばしば経営者の業績を評価するにあたり、のれん償却費を考えていない。
- 減損テストを十分行えば、のれんの減価は把握でき、償却よりも有用である。
- 企業結合時に、無形資産を適切に認識すれば、残余は償却の不要なコアのれんとなる。

方】にあるように、収益と費用の対応を重視する観点からは償却を継続すべきではないか。

(4) 退職給付（ステップ1）について

① 論点の内容

ASBJは、退職給付会計について、IFRSとコンバージェンスを図る方向で議論を行っており、以下のとおり、ステップを2つに分けて検討を行っている。

| | | |
|-------|---|------------------|
| ステップ1 | <ul style="list-style-type: none"> 未認識項目（過去勤務債務、数理計算上の差異）の負債計上 退職給付債務計算の改正（IFRSに定められる方法の任意での適用） | 2010年3月に公開草案を公表済 |
| ステップ2 | <ul style="list-style-type: none"> IASBで2011年第2四半期に最終基準化される予定の基準とのコンバージェンス（包括利益計算書における表示の取扱い） | ステップ1検討終了後検討予定 |

我が国では、1998年に企業会計審議会により「退職給付に係る会計基準」が制定されている。それまでは、年金基金等への拠出額を費用処理していたが、退職給付債務や年金資産に基づき、費用の計算を行うこととなった。その際、過去勤務債務と数理計算上の差異は、発生時に費用（即時認識）とするのではなく、一定の期間にわたって費用処理（遅延認識）することとされ、繰延額については貸借対照表において負債として計上されないこととされた¹¹。

一方、IAS第19号（従業員給付）では、基本構造は我が国の会計処理と同様であるが、数理計算上の差異については、日本基準と同様の遅延認識のほかに、その他の包括利益（OCI）

に計上する方法（この場合ノンリサイクル）も認められている¹²。

ASBJが2010年3月に公表したステップ1の公開草案では、過去勤務債務と数理計算上の差異から生じる未認識項目について、貸借対照表上、負債に計上するが、損益計算書上は、従来と同様に、遅延認識を継続することとし、過去勤務債務と数理計算上の差異の発生額は、その他の包括利益（OCI）に計上されることとしている（この場合リサイクル処理される。）。この公開草案では、連結財務諸表、単体財務諸表の区別なく提案しているが、これらの未認識項目の負債計上については、単体財務諸表においても連結財務諸表と同様の処理とするか否かが

11 「退職給付に係る会計基準」において、過去勤務債務と数理計算上の差異を、発生時ではなく、一定期間にわたって費用処理することとした理由としては、以下が挙げられている。

- 過去勤務債務については、その発生要因である給付水準の改訂等は、従業員の勤労意欲が将来にわたって向上するという期待のもとに行われる面があること。
- 数理計算上の差異については、予測と実績の乖離のみならず、予測数値の修正も反映されることから、各期に生じる差異を直ちに費用計上することが退職給付に係る債務の状態を忠実に表現するとは言いえない面があること。

12 IASBは2010年4月にIAS第19号を改正する公開草案を公表し、退職給付債務と年金資産の公正価値の変動を包括利益計算書上即時認識する処理が提案されている。この結果、財政状態計算書上は、数理計算上の差異等の再測定部分は負債計上され、包括利益計算書上は、その他の包括利益（OCI）に計上しノンリサイクルとする方法のみが認められることとなっている。2011年6月に最終基準化することとされている。

論点となっている。

ASBJのプロジェクト計画表では、この退職給付ステップ1は2011年第1四半期(1月～3月)に最終基準化する予定とされていた。

② 単体財務諸表に関する方向性の考え方

単体検討会議報告書では、未認識項目の負債計上の単体財務諸表における取扱いについて、以下の考え方により、連結先行も含め何らかの激変緩和の措置が必要ではないかとの意見が多くみられたことが記載されている。

- ノンリサイクリングをIASBが提案している退職給付ステップ2よりは、退職給付ステップ1の未認識項目の負債計上のほうが比較的受け入れやすく、連結財務諸表上は採用することが可能である。
- ただし、単体財務諸表への適用については、金融機関との財務制限条項への抵触等の観点、年金法制との関係の観点、分配可能額に影響を与える可能性を踏まえ、慎重に対処する必要があり、未認識項目の負債計上にあたっては、連結先行も含め何らかの激変を緩和する措置を講ずるべきではないか。

なお、負債計上に伴う上記の影響に鑑み、激変緩和の具体的措置については、十分な期間をとることが望まれるとの意見が聞かれた。

(5) 包括利益の表示について

① 論点の内容

本稿の「Ⅱ.単体検討会議設置の経緯 2. ASBJにおける議論」に記載のとおり、ASBJは、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」を平成22年6月30日に公表しているが、単体財務諸表への適用については、「本会計基準の公表から1年後を目途に判断す

ることとする。」とされている。

② 単体財務諸表に関する方向性の考え方

単体検討会議報告書では、単体財務諸表に関する包括利益の表示について、以下の考え方により、当面、財務諸表本表において表示すべきではないとの意見が多くみられたことが記載されている。

- 包括利益の問題については、表示の問題にとどまらず、リサイクリングや利益概念の問題と密接に関係する。すなわち、IFRSでは、その他の包括利益におけるノンリサイクル処理など、当期純利益の内容が変質してきている可能性があり、リサイクリングの問題の整理も重要である。これらの問題を整理することなく、包括利益の表示を行うことは時期尚早である。
- IFRSとのコンバージェンスという意味では、すでに連結財務諸表では方向性が明確にされており問題なく、当面は、連結先行で議論を深めていくべきはないか。
- リスクのある資産を可視化するツールとして包括利益は意味があるが、投資家の視点から、包括利益及びその他の包括利益がどのような意味を持つのかを十分に議論する必要がある。
- フランスやドイツでは、コンバージェンスを進めつつも、自国基準では包括利益の開示を求めている。これらの理由を、明確に把握し参考にすべきである。

また、上記に関連して、以下の意見も記載されている。

- 当期純利益を重視する観点から単体財務諸表におけるリサイクリングは維持すべきであり、それを前提として、単体財務諸表では任意適用を認めることが考えら

れる。

- 投資家に対する情報提供の観点からは、単体財務諸表においては注記を行うことも考えられる。

一方で、以下の考え方により、単体財務諸表においても、財務諸表本表で包括利益を表示すべきとの意見が記載されている。

- リサイクルの議論は重要であるが、リサイクルの議論と包括利益の表示の議論は、別の議論であり、包括利益を表示しない理由にはならない。
- IFRS とのコンバージェンスの観点、投資家の分析にあたり財務諸表の連繋が改善する観点、リスク情報としての観点から、包括利益の表示は有用である。利用者からすると、連結財務諸表と単体財務諸表の差異は最小限にとどめることが望まれ、単体財務諸表においても表示を行うべきである。
- 包括利益を単体財務諸表で表示しない場合、単体財務諸表のみ作成する会社との間の比較可能性が保てなくなる。仮に連結先行とする場合でも、これらの会社への対応は必要である。

3. その他の意見

単体検討会議では、会計一般についても多くの意見が聞かれており、参考意見として、以下が単体検討会議報告書に記載されている。

- 現在、多くの日本企業がコンバージェンスや IFRS の任意適用の準備を始めているが、単体財務諸表のみならず、連結財務

諸表についても、将来的なイメージ、スケジュール感が示されることが望まれる。

- 2012 年を目途に判断がなされる IFRS の強制適用については、過剰な準備対応が存在すること等を踏まえ、範囲及び適用時期について早期に議論・決定が行われ周知されることが望まれるとの意見があった。また、範囲の議論とは別に、適用の判断が 2012 年を目途に行われた後、十分な準備期間を設けることが周知されることが、過剰な反応を引き起こさないために大事であるとの意見もあった。これについては、制度所管官庁より、適用の範囲等は、適用の具体的内容等とセットで検討されるものであること、十分な準備期間はとられるものであり、過剰な準備対応を促す動きについては望ましくなく、引き続き周知に努める旨の説明があった。

IV おわりに

企業会計審議会が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」では、将来的な IFRS の強制適用の是非について、2012 年を目途に判断するとしており、我が国の会計は、大きな転換期にあると考えられる。このような重要な時期に、産業界を始めとした我が国の会計にとって主要な方々にお集まりいただき議論を行ったことは、大変意義深いことであると考えられる。この報告書が、今後の日本の会計の進展に役立てられることが期待される。

平成 23 年 4 月 28 日

「単体財務諸表に関する検討会議」報告書（平成 23 年 4 月）

単体財務諸表に関する検討会議
議長 萩原 敏孝

1. 本検討会議の趣旨

連結財務諸表と単体財務諸表の関係については、企業会計審議会において、連結先行、ダイナミック・アプローチの考え方が示されており、単体財務諸表に関する検討会議（以下、「検討会議」）は、これを受けて行われたものである。

「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）（平成 21 年 6 月 30 日 企業会計審議会）」では、「コンバージェンスの推進には、これまでの会計を巡る実務、商慣行、取引先との関係、さらには会社法との関係及び税務問題など調整を要する様々な問題が存在する。こうした状況を踏まえ、今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方（いわゆる「連結先行」の考え方）で対応していくことが考えられる。」とされている。

このような状況の中、「今後、会計基準設定主体の独立性を確保しつつ、基準策定機能の強化及びそのための産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ強化のための方策を検討」する目的で、検討会議は設けられた¹。検討会議では、単体財務諸表のコンバージェンスを当面どのように取り扱うべきかについて、産業界を中心としたハイレベルな意見を聴取することとし、個々の会計基準毎に、関係者の意見を聴取検討の上、対応の方向性についての関係者の考え方を集約することとした。「単体財務諸表に関する検討会議の設置について（平成 22 年 9 月 28 日）」にあるとおり、企業会計基準委員会は、今後、検討会議の意見を十分斟酌し最終判断を行うこととしている。

なお、制度的な事項については、企業会計審議会で多面的に審議されることを期待する。

本報告書では、個々の会計基準毎の対応の方向性の考え方について「2. 個々の会計基準に関する検討」に記載しているが、検討会議では、必ずしも個々の会計基準に限定されない以下の意見も聞かれている。

- 会計基準を考える上では、従来、資産・負債の適切な評価とともに、収益・費用の適切な把握を重視してきており、今後も、この観点を十分に踏まえていくことが重要であると考えられる。

1 企業会計審議会「会長発言（骨子）」平成 22 年 8 月 3 日を参照のこと。

- 企業会計については、長年、商法（現会社法）との調整を図りつつ策定されてきており、また、法人税法の計算は企業会計を基礎として計算されている。こうして策定された会計基準が実務に定着してきており、会計基準の変更を行う場合には、会社法及び法人税法との関係に十分な配慮が必要であると考えられる。
- 会計基準の策定にあたっては、投資家に必要な情報を十分提供する観点が必要であるとともに、実務的に、ベネフィットに見合わないコスト負担を生じさせたり、管理会計との大きな乖離により効率性を低下させたりすることにより、企業活動に過度な影響を与えないよう留意する必要があると考えられる。
- 企業会計等の企業を取り巻く制度を考える上では、日本経済の国際競争力を視野に入れた対応が重要と考えられる。
- 単体財務諸表の会計基準がどういった観点から作成されるものであるか（株主、投資家のための情報開示、分配可能額、課税所得の基礎等）を改めて明確にすべきではないか、との意見があり、また、そもそも単体財務諸表については、廃止を含む大幅な簡素化が必要ではないかとの意見もあった。

この点については、金融商品取引法上の単体財務諸表については、投資情報としての重要性等から作成され、開示されるものであり、単体財務諸表一般の機能が、分配可能額算定や課税所得の基礎の機能のみ有するものではないとの説明が制度所管官庁からあった。

また、他の制度所管官庁から、会社法における分配規制は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成された計算書類を前提として、必要な調整を加えて分配可能額を計算するというものであり、新たな会計基準が公表される場合には、その内容を踏まえて分配規制の内容を検討することとなるとの説明もあった。

- 国際財務報告基準（IFRS）をすでに連結財務諸表に導入している欧州では、単体財務諸表との関係、関連諸制度との関係で様々な工夫がなされていると思われ、我が国においても、それらの事例を参考にすべきではないかとの意見が聞かれた。
- 連結財務諸表と単体財務諸表の関係については、基本的には、比較可能性の観点から連結財務諸表と単体財務諸表の会計処理は一致しているのが望ましいという意見とともに、両者が離れることが容認されるべきとの意見が聞かれた。
- 単体財務諸表は、作成者として、実務上のコスト負担の観点から、連結財務諸表とできる限り近づいたものであることが望ましいという意見も聞かれた。この観点を踏まえ、仮に一致しないものが生じるケースでは、単体財務諸表における選択適用が可能となるような仕組みを設けて欲しいとの意見も聞かれた。これに関して、制度所管官庁から、こうした選択適用は、比較可能性の観点から、非常に慎重に取り扱うべき課題であるとの説明があった。

なお、企業会計審議会における整理によれば、連結財務諸表と単体財務諸表の関係については、連結財務諸表と単体財務諸表を一致することに伴う諸々のコスト・ベネフィット、連結財務諸表と単体財務諸表を分離することに伴う諸々のコスト・ベネフィットを考慮した上で、個々の基準毎に企業会計基準委員会が判断することとなっているところである。

2. 個々の会計基準に関する検討²

(1) 開発費³について

(単体財務諸表に関する方向性の考え方)

開発費の単体財務諸表における取扱いについては、当面、現行の費用計上を継続すべきとの意見が多くみられた。その考え方は以下のとおりである。

- 開発費を費用計上から資産計上に変更した場合、課税関係が変更されることにより、税支出が増加する可能性があることから、単体財務諸表の会計処理は現状を維持すべきではないか。
- 平成10年に定められた現在の研究開発費の会計基準では、収益獲得の不確実さから費用計上することと整理されている。その当時と基本的に企業活動には変化がなく、むしろ、昨今、技術革新のスピードは上がっており、失敗するリスクが高まっているため、健全性の観点からも費用計上を維持すべきではないか。
- IAS38に定められている開発費の6要件は抽象度が高く、幅広い解釈が行われ、比較可能性が確保されない可能性がある。また、この観点から費用処理を支持するアナリストも相当数いる。なお、IAS38に定められている6要件については、ガイドラインを明確にすべきとの意見と、ガイドラインには限界がありこれ以上のガイドラインは不要との意見の両論があった。
- IFRSの処理と米国会計基準の処理が異なっており、現状でIFRSにコンバージェンスを図っても、再度変更する必要が生じる可能性があるため、現時点で変更することには慎重であるべきではないか。

一方、IFRS同様に資産計上に変更すべきとの意見の考え方は以下のとおりである。

- 資産と認識すべきものがある場合にそれを一律に費用処理することは適切でないはずである。収益獲得が不確実であれば、資産計上の判断の中で織り込まれ、費用計上になるはずである。適切な期間利益を強調するのであれば、健全性について強調しすぎるのは適切ではないのではないか。
- IFRSとの間の主要な差異であり、国際的な比較可能性の観点から、コンバージェンスを図るべきである。また、投資家の観点からは、連結財務諸表と単体財務諸表に異なる会計処理を採用することにより誤解が生じる可能性があり、両者はできる限り一致することが望ましい。

なお、仮に連結先行を採用することとした場合について、以下の意見が聞かれた。

- 投資家が誤解することを避けるために、連結財務諸表と単体財務諸表の差異に関する十分な開示が必要ではないか。

2 企業会計基準委員会の会計基準の開発状況を聴取の上、短期的な課題とされる開発費の資産計上、のれんの非償却、退職給付会計における未認識項目の負債計上、包括利益の表示に関する単体財務諸表における取扱いについて検討を行った。

3 企業会計基準委員会では、現在、無形資産の会計基準の開発の検討を行っており、一定の要件を満たす開発費の資産計上の要否が論点となっている。

- 欧州で見られるように、単体財務諸表においては、資産計上と費用処理の選択適用を検討すべきではないか。これに関して、制度所管官庁から、こうした選択適用は、比較可能性の観点から、非常に慎重に取り扱うべき課題であるとの説明があった。

(連結財務諸表に関する参考意見)

なお、検討会議においては、連結財務諸表における開発費の資産計上について、以下の両論の参考意見も聞かれた。

- 【単体財務諸表に関する方向性の考え方】にもあるが、収益と費用の対応を重視し、資産計上をすべきではないか。
- 開発費は、EUの同等性評価における26項目に含まれていたものであり、資産計上を行わない場合、今後、同等性評価を損なうリスクがあるとの説明が制度所管官庁からあった。
- 【単体財務諸表に関する方向性の考え方】にもあるが、健全性の観点、6要件が明確でない点、米国会計基準と処理が異なっている点等から、費用計上を継続すべきではないか。
- 東京合意の期限があることは理解するが、意見が分かれている中では、結論を出すべきではないのではないか（「(2)のれんについて」も同様。）。開発費については、米国の動向も見極め、議論を続けるべきではないか。

(2) のれん⁴について

(単体財務諸表に関する方向性の考え方)

のれんの単体財務諸表における取扱いについては、当面、現行の償却を変更すべきでないとの意見が多くみられた。その考え方は、以下のとおりである。

- 事業を買収するのは、主として買収した事業を通じ利益をあげることを目的としたものであり、売却を目的としたものではない。のれんは、事業買収に伴う将来収益に対応するコストである。のれんの償却後で利益が計上できるか否かが重要であり、収益と費用の対応の観点からも、のれんは償却すべき資産である。
- 非償却として減損のみとした場合、事業環境の悪化に伴い一気に損失が表面化し、景気が悪化した場合、不安定さが増幅する。
- 単体財務諸表におけるのれんはさほど重要性がない場合が多く、仮に連結財務諸表においてコンバージェンスを図る場合でも、単体財務諸表については、我が国におけるこれまでの考えを維持しても良いのではないか。

一方、IFRS同様に非償却に変更すべきとの意見の考え方は以下のとおりである。

- IFRSと米国会計基準のコンバージェンスは終了しており、我が国も国際的な比較可能性から、コンバージェンスを図るべきである。また、投資家の観点からは、連結財務諸表と単体財務諸表に異なる会計処理を採用することにより誤解が生じる可能性があり、両者はできる

4 企業会計基準委員会では、現在、企業結合に関する会計基準の改正作業を行っており、現在償却を行っているのれんを非償却に変更するか否かが論点となっている。

限り一致することが望ましい。

(連結財務諸表に関する参考意見)

なお、検討会議においては、連結財務諸表におけるのれんの非償却について、以下の両論の参考意見も聞かれた。

- 事業買収時に海外企業とイコール・フットイングであることが重要であり、連結財務諸表については、IFRS と米国会計基準のコンバージェンスが終了済みであることを考えると、非償却とすることに企業としてメリットがあるのではないか。
- 【単体財務諸表に関する方向性の考え方】にあるように、収益と費用の対応を重視する観点からは償却を継続すべきではないか。

(3) 退職給付（ステップ1）⁵について

(単体財務諸表に関する方向性の考え方)

未認識項目の負債計上の単体財務諸表における取扱いについては、連結先行も含め何らかの激変緩和の措置が必要ではないかとの意見が多くみられた。その考え方は、以下のとおりである。

- ノンリサイクリングをIASBが提案している退職給付ステップ2よりは、退職給付ステップ1の未認識項目の負債計上のほうが比較的受け入れやすく、連結財務諸表上は採用することが可能である⁶。
- ただし、単体財務諸表への適用については、金融機関との財務制限条項への抵触等の観点、年金法制との関係の観点、分配可能額に影響を与える可能性⁷を踏まえ、慎重に対処する必要があり、未認識項目の負債計上にあたっては、連結先行も含め何らかの激変を緩和する措置を講ずるべきではないか⁸。

なお、負債計上に伴う上記の影響に鑑み、激変緩和の具体的措置については、十分な期間をとることが望まれるとの意見が聞かれた。

(4) 包括利益⁹について

(単体財務諸表に関する方向性の考え方)

単体財務諸表に関する包括利益の表示については、当面、財務諸表本表において表示すべき

5 企業会計基準委員会では、現在、退職給付に関する会計基準の改正作業を行っており、2010年3月にステップ1の公開草案を公表している。ステップ1では、未認識項目の負債計上が主な論点となっており、ステップ2では、IASBで現在議論が行われている退職給付に関する会計基準の改正内容に関するコンバージェンスがテーマとなっている。

6 ステップ1とステップ2との間が非常に短くなり、頻繁な基準改正になるため、一度に改正したほうが良いとの意見も聞かれた。

7 ただし、会計基準と分配可能額の考え方については「1. 本検討会議の趣旨」を参照のこと。

8 親会社の単体財務諸表において未認識項目の一括負債計上を行うと、経営上子会社が負担すべきと考える退職給付債務及び退職給付費用について、事実上会計実務において親会社の負担とせざるを得ない部分がある場合、親会社における単体財務諸表の資産サイドにおいて、子会社株式を原価評価し子会社の純資産及び損益を取り込まないこととの整合性が取れないものとなるとの意見があった。

ではないとの意見が多くみられた。その考え方は、以下のとおりである。

- 包括利益の問題については、表示の問題にとどまらず、リサイクリングや利益概念の問題と密接に関係する。すなわち、IFRS では、その他の包括利益におけるノンリサイクル処理など、当期純利益の内容が変質してきている可能性があり、リサイクリングの問題の整理も重要である。これらの問題を整理することなく、包括利益の表示を行うことは時期尚早である。
- IFRS とのコンバージェンスという意味では、すでに連結財務諸表では方向性が明確にされており問題なく、当面は、連結先行で議論を深めていくべきはないか。
- リスクのある資産を可視化するツールとして包括利益は意味があるが、投資家の視点から、包括利益及びその他の包括利益がどのような意味を持つのかを十分に議論する必要がある。
- フランスやドイツでは、コンバージェンスを進めつつも、自国基準では包括利益の開示を求めている。これらの理由を、明確に把握し参考にすべきである。

また、上記に関連して、以下の意見が聞かれた¹⁰。

- 当期純利益を重視する観点から単体財務諸表におけるリサイクリングは維持すべきであり、それを前提として、単体財務諸表では任意適用を認めることが考えられる。
- 投資家に対する情報提供の観点からは、単体財務諸表においては注記を行うことも考えられる。

一方で、単体財務諸表においても、財務諸表本表で包括利益を表示すべきとの意見の考え方は以下のとおりである。

- リサイクリングの議論は重要であるが、リサイクリングの議論と包括利益の表示の議論は、別の議論であり、包括利益を表示しない理由にはならない。
- IFRS とのコンバージェンスの観点、投資家の分析にあたり財務諸表の連繋が改善する観点、リスク情報としての観点から、包括利益の表示は有用である。利用者からすると、連結財務諸表と単体財務諸表の差異は最小限にとどめることが望まれ、単体財務諸表においても表示を行うべきである。
- 包括利益を単体財務諸表で表示しない場合、単体財務諸表のみ作成する会社との間の比較可能性が保てなくなる。仮に連結先行とする場合でも、これらの会社への対応は必要である。

3. その他の意見

検討会議においては、会計一般について、以下の参考意見が聞かれた。

- 現在、多くの日本企業がコンバージェンスや IFRS の任意適用の準備を始めているが、単体

9 企業会計基準委員会は、2010年6月に企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」を公表しているが、単体財務諸表への適用については、公表から1年後を目途に判断することとされている。

10 企業会計基準委員会の「包括利益の表示に関する会計基準」では、名称が包括利益計算書とされているが、IASBの公開草案では、当期純利益の重要性を確認した上で、「純損益及びその他の包括利益計算書」としており、日本基準も、誤解を避けるために、名称の変更を検討することが望ましいとの意見もあった。

財務諸表のみならず、連結財務諸表についても、将来的なイメージ、スケジュール感が示されることが望まれる。

- 2012年を目途に判断がなされるIFRSの強制適用については、過剰な準備対応が存在すること等を踏まえ、範囲及び適用時期について早期に議論・決定が行われ周知されることが望まれるとの意見があった。また、範囲の議論とは別に、適用の判断が2012年を目途に行われた後、十分な準備期間を設けることが周知されることが、過剰な反応を引き起こさないために大事であるとの意見もあった。これについては、制度所管官庁より、適用の範囲等は、適用の具体的内容等とセットで検討されるものであること、十分な準備期間はとられるものであり、過剰な準備対応を促す動きについては望ましくなく、引き続き周知に努める旨の説明があった。

以上

(参考)

■ 「単体財務諸表に関する検討会議」の議事内容

第一回（平成22年10月4日）

1. 議長、副議長の選出
2. 検討会議の運営について
3. 検討会議の設置の趣旨説明
4. 単体財務諸表のコンバージェンスに関する議論の経緯
5. 企業会計基準委員会における個々の会計基準の開発状況
6. 意見交換

第二回（平成22年11月15日）

1. 第一回議事概要の確認
2. 個々の会計基準（開発費）の検討
3. 個々の会計基準（のれん）の検討
4. 意見交換

第三回（平成22年12月13日）

1. 第二回議事概要の確認
2. 個々の会計基準（のれん）の検討
3. 個々の会計基準（退職給付ステップ1）の検討
4. 意見交換

第四回（平成 23 年 1 月 14 日）

1. 第三回議事概要の確認
2. 個々の会計基準（包括利益）の検討
3. 意見交換

第五回（平成 23 年 2 月 14 日）

1. 第四回議事概要の確認
2. これまでの議論のまとめ

第六回（平成 23 年 4 月 15 日）

1. 第五回議事概要の確認
2. 報告書案の検討

■単体財務諸表に関する検討会議 名簿（平成 23 年 4 月 28 日現在）

（順不同）

| | | |
|--------|-------|----------------------------------|
| 議 長 | 萩原 敏孝 | 公益財団法人財務会計基準機構 理事長 |
| 副議長 | 増田 宏一 | 日本公認会計士協会 相談役 |
| 委 員 | 武井 優 | 東京電力株式会社 取締役副社長 |
| | 村岡富美雄 | 株式会社東芝 取締役代表執行役副社長 |
| | 谷口 進一 | 新日本製鐵株式会社 代表取締役副社長 |
| | 中村 豊明 | 株式会社日立製作所 代表執行役 執行役専務 |
| | 野崎 邦夫 | 住友化学株式会社 常務執行役員 |
| | 岡田 讓治 | 三井物産株式会社 常務執行役員 CFO 兼財務統括部長 |
| | 國部 毅 | 株式会社三井住友銀行 頭取（平成 23 年 4 月 1 日就任） |
| | 久保田政一 | 社団法人日本経済団体連合会 専務理事 |
| | 山崎 彰三 | 日本公認会計士協会 会長 |
| | 岩熊 博之 | 株式会社東京証券取引所グループ 取締役兼代表執行役専務 |
| | 萩原 清人 | 公益社団法人日本証券アナリスト協会 専務理事 |
| オブザーバー | 森本 学 | 金融庁総務企画局長 |
| | 河合 芳光 | 法務省民事局参事官 |
| | 井内 摂男 | 経済産業省大臣官房審議官（経済社会政策担当） |
| | 西川 郁生 | 企業会計基準委員会委員長 |